

別紙

諮問第1787号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「逮捕術の訓練指導マニュアル」の開示を求める本件開示請求に対し、警視總監が令和6年4月3日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年10月11日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年4月23日に実施機関から理由説明書を收受し、同年6月24日（第241回第三部会）及び同年7月29日（第242回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書1から4まで（以

下、まとめて「本件対象公文書」という。)を特定し、警察職員の氏名(以下「本件不開示情報1」という。)については条例7条2号及び同条4号に、警察職員の氏名以外の不開示とした部分に記録されている情報(以下「本件不開示情報2」という。)については同条4号に該当するとして、それぞれ不開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 本件一部開示決定の妥当性について

(ア) 本件不開示情報1について

本件不開示情報1は、非管理職の警察職員の氏名であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例7条2号本文に該当する。

実施機関では管理職である警察職員の氏名は慣行として公にしているが、その他の非管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件不開示情報1は同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報1は、条例7条2号に該当し、同条4号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報2について

実施機関は、本件不開示情報2について、現下の警察情勢や過去の警察官の受傷事案等を踏まえ、実施機関が実施する逮捕術訓練の実施要領や逮捕術の具体的な技法、拳銃の使用判断基準等である旨説明する。その上で、これらが開示されることにより、被疑者の制圧逮捕における具体的な手法や要領等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者による対抗措置が講じられるほか、個別の制圧逮捕に際して被疑者の抵抗が容易になり警察官及び第三者が受傷する危険性が増大するなど、犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから条例7条4号に該当する旨説明する。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件不開示情報2は、実施機関における逮捕術等の具体的な訓練実施要領、被疑者の制圧逮捕に係る技法、訓練上の留意事項及び拳銃の使用判断基準等に関するものであった。

これらの情報は、不法行為を企図する者においては、警察官の制圧逮捕行為に対し対抗措置を講ずることを可能とする程度に具体性を有するものと認められ、公にされれば、被疑者の抵抗を容易にし、警察官や第三者が受傷する危険性を増大させることから、犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できる。

したがって、本件不開示情報２を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があると認められることから、条例７条４号に該当するとして不開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、本件一部開示決定が報道の自由や知る権利に反するなど種々の主張をしているが、その実質は条例の解釈適用について独自の主張をするにすぎず、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表

項番	本件対象公文書
1	警視庁逮捕術訓練要綱の制定について (令和２年11月27日付通達甲（副監. 警. 教. 術２）第15号)
2	警視庁逮捕術訓練要領の制定について (令和２年11月27日付通達乙（警. 教. 術２）第428号)
3	警視庁総合対処法訓練要領の制定について (令和２年11月27日付通達乙（警. 教. 術２）第429号)
4	警視庁～逮捕術訓練指導マニュアル～ (令和２年12月付執務資料、警視庁警務部教養課逮捕術指導室)